

船舶インシデント調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| インシデント種類 | 運航不能（燃料供給不能） |
| 発生日時 | 令和5年6月20日 11時30分ごろ |
| 発生場所 | 山口県上関町長島南岸付近 鼻線島灯台から真方位077° 1,480m付近 （概位 北緯33°47.2′ 東経132°02.3′） |
| インシデントの概要 | 水上オートバイFINAL15は、遊走中、機関が停止して始動できなくなり、運航不能となった。 |
| インシデント調査の経過 | 令和5年10月17日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | 水上オートバイ FINAL15、0.1トン 250-54006広島、個人所有 ガソリン機関、船内機、4サイクル、出力112.00kW、回転数 毎分7,500、平成21年4月進水 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 |
| インシデントの経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、山口県柳井市柳井港を出航し、長島南岸付近を遊走中、主機の回転数が上がらなくなり、スロットルレバーから手を離れたところ、突然主機が停止した。</p> <p>船長は、主機の再始動を試みたが始動できず、航行不能と判断し、岸まで約20mだったので、片手でサイドバンパをつかみ、片手で水をかいて泳いで本船を岸まで引き寄せ、海上保安庁に通報し、来援した海上保安庁の巡視艇に救助された。</p> <p>本船は、船長が手配した救助会社によって柳井港にえい航された。</p> <p>船長は、本インシデント後、燃料タンクを点検したところ、水が混入して発錆し、錆で燃料フィルタが詰まっているのを認め、燃料タンクの清掃及び燃料フィルタを交換して正常に始動することを確認した。</p> <p>船長は、本船を約3年前に中古で購入し、主に5月から11月にかけては毎月約6回遊走しており、本インシデント発生前に最後に遊走したのは約3か月前であった。</p> <p>船長は、本船の燃料タンクの点検を1年に1回程度行い、毎回燃料タンク内に水が混入して発錆していたので、その都度、燃料タンクの清掃を行っていた。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>船長は、令和5年には燃料タンクの点検を行っておらず、近々行おうと思っていた。</p> <p>本船の取扱説明書には、遊走しない冬の間や1か月以上使用しないときの保管について、燃料タンク内の燃料と水を全て抜き、新しい燃料を入れて循環させたのち、再び燃料を抜き、タンク内の結露を防ぐため、燃料注入口キャップを緩めて保管することと記載されていたが、船長は取扱説明書の保管についての記載を読んでおらず、保管方法を知らなかった。</p> |
| 分析 | <p>本船は、燃料タンク内の水により発錆していた中、遊走中、錆によって燃料フィルタが詰まり、燃料が供給できなくなったことから、主機が停止し、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、本インシデントの約3か月前に使用されてから、取扱説明書に記載された保管方法がとられず、発航前に燃料タンクの点検が行われなかったことから、燃料タンク内に錆が発錆した状態で航行されたものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本インシデントは、本船が、燃料タンク内の水により発錆していた中、遊走中、錆によって燃料フィルタが詰まり、燃料が供給できなくなったため、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、出航前に燃料タンクや燃料フィルタを点検すること。 ・水上オートバイの船長は、長期間使用しない場合は、取扱説明書に記載された方法で保管すること。 |